

○臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目

(昭和六十二年二月十四日)

(厚生省告示第二十一号)

改正 平成一八年 三月三十一日厚生労働省告示第三〇〇号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という。)第二条第三号の規定に基づき、衛生検査に関する科目を次のように定め、昭和六十五年一月一日から適用し、昭和四十六年一月厚生省告示第二号(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第二条第三号の規定に基づき、衛生検査に関する科目を定める件)は、昭和六十四年十二月三十一日限り廃止する。ただし、同日において現に令第二条第三号に該当する者については、当分の間、なお従前の例による。

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目

(平一八厚労告三〇〇・題名追加)

- 一 医学概論
- 二 解剖学
- 三 生理学
- 四 病理学
- 五 生化学
- 六 微生物学
- 七 医動物学
- 八 情報科学概論
- 九 検査機器総論
- 十 医用工学概論
- 十一 臨床血液学(血液採取に関する内容を除く。)
- 十二 臨床免疫学

改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第三〇〇号) 抄
平成十八年四月一日から適用する。